

(改定箇所のみ記載)

令和 5 年版

設計・監理委託料算定基準

千葉県都市局建築部建築管理課

(改定箇所のみ記載)

令和 4 年版

設計・監理委託料算定基準

千葉県都市局建築部建築管理課

| 改定  | 現行   |
|---|--|
| <p>第2 設計業務等委託料の積算</p> <p>1 業務人・時間数</p> <p>(1) 公共建築設計業務委託共通仕様書（平成20年3月31日国営整第176号。以下「設計業務共通仕様書」という。）を適用して設計に関する業務（以下「設計業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務（設計業務共通仕様書第2章1.に規定する一般業務をいう。以下同じ。）及び追加業務（設計業務共通仕様書第2章2.に規定する追加業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。</p> <p>2 直接人件費単価</p> <p>直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。なお、第4に示す算定方法は、建築士法（<a href="#">昭和25年法律第202号</a>）第2条第2項に規定する一級建築士の免許取得後3年未満若しくは同法第2条第3項に規定する二級建築士の免許取得後5年以上8年未満の業務経験を有する者又は大学卒業後5年以上相当の能力を有する者が業務に従事することを想定した<a href="#">業務人・時間数を算定するもの</a>となっている。この場合の直接人件費単価は、<a href="#">国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」</a>における技術者の職種「技師（C）」の単価を用いるものとする。</p> <p>5 技術料等経費率</p> <p>技術料等経費率は、0.15を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が、第4 4又は8による場合の<a href="#">技術料等経費率</a>は、0.2を標準とする</p> <p>第3 契約変更の扱い</p> <p>(1) 発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務の条件若しくは内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を <u>      </u> 算定する。</p> <p>(2) 計画上の床面積の合計その他<u>の</u>条件が変更された場合を除き、設計業務の成果図書に基づく床面積の合計又は成果図書の図面枚数と、当初の設計業務等委託料の積算に用いた床面積の合計又は図面枚数との差による業務人・時間数の変更は行わないことができるものとする。</p> <p>第4 業務人・時間数の算定方法</p> <p>2 設計業務に関する算定方法1（床面積 <u>      </u> に基づく算定方法）</p> <p>(1) 適用<br/>この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、建築物の新築工事等の設計業務を委託する場合に適用する。</p> <p>(2) <a href="#">一般業務に係る業務人・時間数の算定</a><br/>ア <a href="#">一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定</a><br/>告示98号別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて次式により、別表1-1に掲げる係数を用いて算定する。<br/>イ 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定<br/>(イ) <a href="#">対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表2-2により <u>      </u> ことができるものとする。</a></p> <p>(3) 追加業務に係る業務人・時間数の算定</p> | <p>第2 設計業務等委託料の積算</p> <p>1 業務人・時間数</p> <p>(1) 公共建築設計業務委託共通仕様書（平成20年3月31日国営整第176号。以下「設計業務共通仕様書」という。）を適用して設計に関する業務（以下「設計業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数の算定は、一般業務（設計業務共通仕様書第 <u>      </u> に規定する一般業務をいう。以下同じ。）及び追加業務（設計業務共通仕様書第2章2.に規定する追加業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。</p> <p>2 直接人件費単価</p> <p>直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。なお、第4に示す算定方法は、建築士法 <u>      </u> 第2条第2項に規定する一級建築士の免許取得後3年未満若しくは同法第2条第3項に規定する二級建築士の免許取得後5年以上8年未満の業務経験を有する者又は大学卒業後5年以上相当の能力を有する者が業務に従事することを想定した <u>値</u> となっている。この場合の直接人件費単価は、<a href="#">「建築部積算標準単価」</a>における技術者職種「技師（C）」の単価を用いるものとする。</p> <p>5 技術料等経費率</p> <p>技術料等経費率は、0.15を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が、第4 4又は8による場合の <u>諸</u> 経費率は、0.2を標準とする</p> <p>第3 契約変更の扱い</p> <p>(1) 発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務の条件若しくは内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を <u>適切に</u> 算定する。</p> <p>(2) 計画上の床面積の合計その他 <u>  </u> 条件が変更された場合を除き、設計業務の成果図書に基づく床面積の合計又は成果図書の図面枚数と、当初の設計業務等委託料の積算に用いた床面積の合計又は図面枚数との差による業務人・時間数の変更は行わないことができるものとする。</p> <p>第4 業務人・時間数の算定方法</p> <p>2 設計業務に関する算定方法1（床面積 <u>の合計</u> に基づく算定方法）</p> <p>(1) 適用<br/>この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、建築物の新築工事等の設計業務を委託する場合に適用する。</p> <p>(2) <a href="#">業務人・時間数の算定</a><br/>ア <a href="#">一般業務に係る業務人・時間数の算定</a><br/><a href="#">一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定</a><br/>告示98号別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて次式により、別表1-1に掲げる係数を用いて算定する。<br/>イ 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定<br/>(イ) <u>      </u> 業務細分率は別表2-2により <u>設定</u> する。</p> <p>(3) 追加業務に係る業務人・時間数の算定</p> |

